世界遺産検定2級　記憶項目

**世界遺産の登録基準**

(i)人間の創造的才能を表す傑作である。

(ii)建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。

(iii)現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。

(iv)歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。

(v)あるひとつの文化(または複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)

(vi)顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。

(vii)最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。

(viii)生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。

(ix)陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。

(x)学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

※世界遺産の「顕著な普遍的価値」には、完全性と真正性を満たしていることも必要となる。

完全性：その物件のOUVを証明するために必要な要素が、適切な保全管理の下で過不足なく揃っていることを指す

真正性：特に文化遺産について、そのデザイン、材質、機能などが本来の価値を有していることなどを指す

**アテネ憲章（1931年）**

近代都市のあるべき姿を提案している

歴史的建造物の保存・修復に関する原則

※修復には近代的な材料と技法を使用⇒大阪城の天守閣など

**ユネスコ憲章（1945年11月）**

①戦争は人の心の中で生まれるも のであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。

②文化の広い普及と、正義・自由・平和のための人類の教育は、神聖な義務である。

③世界の人々 の教育・科学・文化上の関係を通じて、国際平和と人類の共通の福祉という目的をおし進めるために、ユネスコをつくる。

**ヴェネチア憲章（1964年）**

歴史的建造物の保存・修復に関わるユネスコの憲章

アテネ憲章（1931年）を批判的に継承した国際憲章である。

※修復には当時の材料と技法を使用

**ICOMOS設立（1965年）**

ヴェネチア憲章の理念に基づき設立。世界遺産の選定を行う。

**世界遺産条約（1972年採択、1975年発行）**

目的

　文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するための国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とする。

主要規定

（1）保護の対象は、記念工作物、建造物群、遺跡、自然の地域等で普遍的価値を有するもの（第1～3条）。

（2）締約国は、自国内に存在する遺産を保護する義務を認識し、最善を尽くす（第4条）。また、自国内に存在する遺産については、保護に協力することが国際社会全体の義務であることを認識する（第6条）。

（3）「世界遺産委員会」（委員国は締約国から選出）の設置（第8条）。同委員会は、各締約国が推薦する候補物件を審査し、その結果に基づいて「世界遺産一覧表」を作成するほか、締約国の要請に基づき、同一覧表に記載された物件の保護のための国際的援助の供与を決定する。同委員会の決定は、出席しかつ投票する委員国の三分の二以上の多数による議決で行う（第11条、第13条）。

（4）締約国の分担金（ユネスコ分担金の1％を超えない額（我が国の場合、2020年は約3,000万円）及び任意拠出金、その他の寄付金等を財源とする、「遺産」のための「世界遺産基金」を設立（第15条、第16条）。

（5）「世界遺産委員会」が供与する国際的援助は、調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協力等の形をとる（第22条）。

（6）締約国は、自国民が「遺産」を評価し尊重することを強化するための教育・広報活動に努める（第27条）。

**グローバル・ストラテジー（1994年採択）**

世界遺産リストを、地域間・テーマ間・文化と自然などの不均衡を是正し、地域やテーマにおいて高い代表性があるものとし、信頼性の高いものとするための各種方策を示した戦略

比較的研究が進んでいる分野：産業遺産、20世紀の建築、文化的景観

**世界遺産センター（1992年設置）**

ユネスコ の世界遺産委員会の事務局として機能している組織（ユネスコの文化セクター）

フランス・パリに設置

■役割分担

世界遺産センター：不動産の文化遺産

ユネスコ文化遺産部：世界遺産条約が対象としていない動産の文化財や無形文化遺産

**世界遺産委員会**

世界遺産に関して話し合うためのユネスコの委員会

世界遺産条約締約国総会で選出された21か国の委員国で構成、委員国の任期は6年だが自発的に4年に短縮することを求めている

・第44回：2020年⇒2021年　福州（中国）※コロナにより延期しオンライン会議

・第45回：2022年　カザン（ロシア）

**2021年現在の世界遺産（世界遺産リスト）とそのうちの危機遺産の数**

全体で1,154件（文化遺産897件、自然遺産218件、複合遺産39件）

日本は25件（文化遺産20件、自然遺産5件）

※危機遺産は52件

**抹消された世界遺産と理由**

アラビアオリックスの保護区

⇒経済性を優先したため

ドレスデン・エルベ渓谷

　⇒景観を損なう近代的な橋が建設されたため

海商都市リヴァプール

⇒再開発計画が進められたため

**世界遺産第一号（1978年）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 遺産名 | 国名 | 区分 |
| シミエン国立公園 | エチオピア | 自然 |
| イエローストーン国立公園 | アメリカ | 自然 |
| ナニハ国立公園 | カナダ | 自然 |
| ガラパゴス諸島 | エクアドル | 自然 |
| アーヘン大聖堂 | ドイツ | 文化 |
| クラクフ歴史地区 | ポーランド | 文化 |
| ヴィエリチカ岩塩坑 | ポーランド | 文化 |
| ラリベラの岩窟教会群（ザグウェ朝） | エチオピア | 文化 |
| ゴレ島 | セネガル | 文化 |
| メサ・ヴェルデ | アメリカ | 文化 |
| ランス・オ・メドー国定史跡 | カナダ | 文化 |
| キト市街 | エクアドル | 文化 |

**日本の暫定リスト**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 資産名 | 所在地 | 記載年 | 区分 |
| 1 | 古都鎌倉の寺院・寺社ほか | 神奈川県 | 平成4年 | 文化 |
| 2 | 彦根城 | 滋賀県 | 平成4年 | 文化 |
| 3 | 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群 | 奈良県 | 平成19年 | 文化 |
| 4 | 金を中心とする佐渡鉱山の遺産群 | 新潟県 | 平成22年 | 文化 |
| 5 | 平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－（拡張） | 岩手県 | 平成24年 | 文化 |

**世界の記憶**

危機に瀕した古文書や書物などの歴史的記録物（可動文化財）を保全し、広く公開することを目的として、1992年に創設された。

・山本作兵衛が描き残した筑豊の炭鉱画　など